

大阪公立大学文化資源学会 会則

2021年10月21日制定

2022年6月3日変更

- 1 本会は大阪公立大学文化資源学会と称する。
- 2 本会は旧大阪市立大学文化資源学会を引き継ぐものである。
- 3 本会は事務局を、大阪公立大学文学研究科文化資源学教室におく。
- 4 本会は文化資源学の研究と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 5 本会は以下の諸事業を行う。
 - 1) 総会、講演会、研究会、親睦会などの開催
 - 2) 会誌その他の編集発行
 - 3) 会員相互の交流事業への協力
 - 4) その他必要と認めた事業
- 6 本会は次の会員をもって構成される。
 - 1) 教員 大阪公立大学文学研究科・文化資源学教室専任教員
 - 2) 学生 大阪公立（市立）大学文学研究科文化資源学専修の大学院生および文学部文化資源コースの学生
 - 3) 卒業生 大阪公立（市立）大学文学研究科文化資源学専修および文学部文化資源コースの卒業生
 - 4) 特別会員 大阪公立大学文学研究科・文化資源学教室旧教員、その他本会の趣旨に賛同する者
- 7 本会には次の役員を置く。
 - 1) 会長 1名（教員より互選）
監事 2名（学生より2名）

会計監査 2名（教員および学生より各1名）

2) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

3) 監事は本会による行事の企画、編集等を分掌する。会計監査は会計を兼ね、本会の経理に当たる。

8 本会の総会は年一回、会長が招集する。

9 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日に終わる。本会の会費は、年額以下の通りとする。

1) 教員 5000円

2) 学生 大学院生：2000円。学部学生：任意（寄附）

3) 卒業生 任意（寄附）

4) 特別会員 任意（寄附）

10 本会会則の変更は、総会の議決を経なければならない。

付則 本会則は、旧大阪市立大学文化資源学会会則として2021年10月21日より施行され、2022年6月3日に大阪公立大学文化資源学会会則に改められた。

「文化資源学ジャーナル」投稿規程

2021年12月10日制定

2022年6月3日改訂

1 「文化資源学ジャーナル」は、大阪公立大学文化資源学会が刊行する学術雑誌である。「文化資源学ジャーナル」の編集・刊行は、学会に設けられた編集委員会が行う。

2 「文化資源学ジャーナル」は、旧大阪市立大学文化資源学会によって刊行された「文化資源学ジャーナル」を引き継ぐものである。

3 「文化資源学ジャーナル」の原稿執筆資格者は、大阪公立大学文化資源学会の会員

とする。ただし編集委員会の審議により、左記以外の執筆者も認めることができる。

4 「文化資源学ジャーナル」の掲載原稿は、文化資源学を対象とした論文、研究ノート、調査資料、実践記録とする。論文については編集委員会による査読を経て、掲載が決定される。それ以外に大阪公立大学文学研究科・文化資源学教室に所属する学生による博士・修士論文題目ならびに要旨、卒業論文題目、優秀卒業論文および（または）優秀レポートの紹介、教室の活動記録等も掲載することができる。

5 原稿は原則として日本語とする。ただし編集委員会の審議により、英文原稿の掲載も認めることができる。

6 原稿の提出締切、刊行時期については編集委員会に問い合わせること。

7 原稿は所定の執筆要領ならびに原稿フォーマットに従い提出する。執筆要領ならびに原稿フォーマットは、希望者に対して編集委員会から提供される。

8 「文化資源学ジャーナル」は電子ジャーナルとして、大阪公立大学学術機関リポジトリを通じて公開される。

9 著作物の著作権は、本著作者に帰属する。大阪公立大学文化資源学会が創作した二次的著作物および編集著作物の著作権は、大阪公立大学文化資源学会に帰属する。本著作者は、著作物の著作権について無償で利用することを、大阪公立大学文化資源学会に許諾する。

「文化資源学ジャーナル」編集委員会（2022年度）

小田中章浩（査読委員）

菅原真弓（査読委員）

天野景太（査読委員）

沼田里衣（査読委員）

「文化資源学ジャーナル」第2号 (No. 2)

2023年3月25日

文化資源学ジャーナル編集委員会

大阪公立大学大学院文学研究科・文化資源学教室

編集代表

小田中章浩

odanaka☆omu. ac. jp

(連絡に際しては上記☆を@に変えること)